



準備はお早めに！町申告相談は  
2月17日(月)～3月17日(月) (土日祝日除く)

# 令和6年分所得の申告時期です

申告相談は、予約制とします。相談を希望する方は、下記予約専用電話にお電話ください。

◆予約受付期間 2月3日(月)～3月7日(金) ◆申告相談予約専用電話 ☎75-0113

## 「収支内訳書」「医療費控除の明細書」の作成相談会をご利用ください

所得申告で「収支内訳書」「医療費控除の明細書」が必要な方のための作成相談会を行います。参加を希望する方は総務課税務係へ予約をお願いします。

ただし、事業所得の申告が初年の方および青色申告の方は税務署でご相談ください。

開催日	開催時間	定員	場所	予約締切
1月24日(金)	① 午前10時～正午	6名	役場 講堂 (3階)	1月15日(水)
	② 午後1時30分～3時30分	9名		

＜内 容＞○医療費控除またはセルフメディケーション税制の適用を受けるための明細書の作成  
○事業所得(農業・営業・不動産)の「収支内訳書」の作成

◎予約申込・問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111 (内線141・143) 直通75-6206

## 「医療費控除の明細書」に医療費通知を添付することができます

確定申告など所得申告で医療費控除を受ける際は、医療費通知を添付することで「医療費控除の明細書」の記入を一部省略することができます(1月～10月の診療分のみ)。医療費通知については、下記までお問い合わせください。

### ◎問い合わせ先

《国民健康保険の方》 福祉健康課保険係 ☎82-3111 (内線133) 直通75-6205

《後期高齢者医療保険の方》 長野県後期高齢者医療広域連合事務局 保健事業室 ☎026-229-5320

《その他の医療保険の方》 ご自身が加入している医療保険者にお問い合わせください。

## 上田税務署から確定申告に関するお知らせ

上田税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を下記のとおり開設しますので、申告に必要な書類等をお持ちのうえ、ぜひご利用ください。

**期 間** 2月17日(月)～3月17日(月) 《土日祝日を除く》 **場 所** 上田税務署 別館会議室

**時 間** 【受付】午前8時30分～午後4時 【相談】午前9時～

**入 場 方 法** 確定申告期間中、確定申告会場へ入場するには、入場整理券が必要です。整理券の取得方法は次の2つの方法があります。

- ①国税庁LINE公式アカウントからオンラインでの事前発行
- ②会場で当日配布(配布状況により相談受付を終了することがあります。)

LINE  
アカウント



### ご注意ください！

例年と異なり、上記期間前は税務署内に確定申告会場はありません。2月14日(金)以前に申告相談を希望する場合は、事前に下記問い合わせ先へご連絡ください。

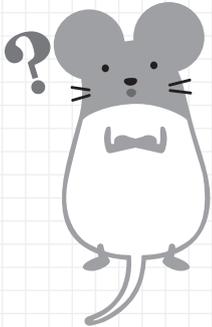
◎問い合わせ先 上田税務署 ☎22-1234

事業主のみなさんへ

償却資産（固定資産税）の申告はお早めに！

申告は  
1月31日(金)まで

### 償却資産とはなんですか？



企業や個人が、土地や家屋以外で事業のために所有している設備（自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く）のことで、構築物、機械・装置、器具・備品などが対象となります。

また、**発電量が10kW以上の太陽光発電設備**を、売電などの目的で所有している場合、その設備も償却資産に含まれます。**（家の屋根やカーポートに設置しているものも対象となる場合があります。）**

償却資産を所有している皆さんは、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を、**その資産の所在する市町村に申告**することが法律で定められています。

なお、所得税の確定申告で、**損金または経費として減価償却費を計上している方は**、申告が必要な資産を所有している場合があります。下記の例を参考に、ご確認をお願いします。

### 対象となる償却資産の例

#### 飲食店・喫茶

看板、テーブル、椅子、レジスター、厨房設備、冷蔵庫など

#### 理容・美容業

理・美容椅子、パーマ器、洗面設備、湯沸器、サインポールなど

#### 小売業

陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、冷凍ストッカーなど

#### 農業

ビニールハウス、消毒機、脱穀機、ぶどう棚など

#### 不動産賃貸

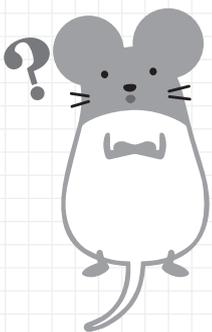
受変電設備、路面舗装、駐車場、コンクリート塀など

#### 製造・加工・設計業

パソコン、プリンター、測定工具、旋盤、リフトなど

※ご自分の所有する資産が申告の対象か確認したい方は、総務課税務係へお問い合わせください。

### 申告はどのようにするのですか？

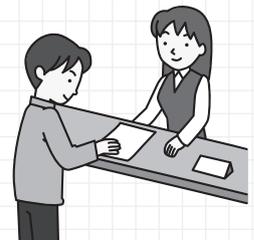


#### ◎初めて申告する方

→様式が定められていますので、総務課税務係へお問い合わせのうえ、所定の申告用紙により申告をお願いします。

#### ◎昨年申告された方

→昨年12月中旬に令和7年度用の申告書を送付しました。



※**申告期限は1月31日(金)まで**ですので、期限内の提出にご協力をお願いします。

※はがきによる申告の方は、**1月17日(金)までに投函**してください。

### 先端設備等導入計画の認定を受けている中小事業者の皆さんへ

対象となる償却資産をお持ちの方は、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画に係る認定申請書および認定書の写し、先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写しを添えて申告してください。

※償却資産がリースで、リース会社が申告する場合、上記に加えリース契約書の写し、固定資産税軽減額計算書の写しを提出してください。

※種類別明細書の摘要欄に、先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する旨を記載してください。

町税の電子申告システム（eLTAX：エルタックス）に対応していますので、インターネットにて申告手続きを行うことができます。ぜひご利用ください。

※事前に利用届出が必要です。

◎問い合わせ先 総務課税務係 償却資産担当 ☎82-3111(内線143) 直通75-6206